

資料3

平成14年11月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

旧措置入所者の支給決定の取扱いについて（案）

標記については、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律及びこれらの関係法令によって規定されているが、旧措置入所者の支給決定の取扱いについて、下記に留意の上、管内市町村等に周知し、円滑な支給決定が行われるよう特段のご配意願いたい。

記

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、法施行後1年間は支給決定を受けたものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条、第18条）。

この旧措置入所者に係る経過措置については、既存の施設が支援費制度へ円滑に対応できるようにするための移行期間を設けること等を趣旨とするものである。しかしながら、一部の地域において、旧措置入所者について、平成14年度中に支給決定を行うことを予定しているところが見られる。

支援費制度への移行に伴い、例えば、重度施設については、利用者の障害程度等により、従前に比べ運営費が減少する場合も想定される。こうした事情を斟酌の上、都道府県におかれでは、当該経過措置の運用に当たり、上記の趣旨を踏まえ、施設の運営に配慮して支給決定時期を設定するなど、支援費制度への円滑な移行について十分留意するよう管内市町村に助言・指導されたい。

資料4

指定知的障害者通所更生施設等の従業者の配置基準見直しについて

- 標記については、「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第81号。以下「指定基準」という。)として公布され、指定知的障害者通所更生施設及び指定特定知的障害者通所授産施設におくべき従業者の職種として「保健師又は看護師」と規定されたところである。(指定基準第5条第1項、第46条第1項)
- 基準を踏まえ、現行の「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」(平成2年12月19日厚生省令第57号。以下「最低基準」という。)の改正を予定しているところであるが、現行の最低基準第11条第1項及び第21条第1項において、「保健師又は看護師を置かないことができる」としていることを踏まえ、指定基準上の「保健師又は看護師」規定を下記のとおり改正し、引き続き「保健師又は看護師」を必置職員とはしないこととする。

※指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第81号）

指定基準	改正（案）
<p>(中略) (指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)</p> <p>第四十六条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 <u>保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員</u> <u>保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員</u>の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>	<p>(中略) (指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)</p> <p>第四十六条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>二 <u>生活支援員及び作業指導員</u> <u>生活支援員及び作業指導員</u>の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上</p> <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p>

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(中略)

(指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数)

第五条 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者通所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定知的障害者通所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(以下略)

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(中略)

(指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数)

第五条 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活支援員及び作業指導員 生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者通所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定知的障害者通所更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(以下略)

資料 5

平成14年11月 日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課(室) 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課支援費制度施行準備室

身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱いについて（案）

標記については、平成15年4月1日から支援費制度が実施されることとなり、身体障害者更生施設等においては現行の措置費から支援費に移行されることに伴い、平成14年度末時点における繰越金及び引当金並びに平成15年度以降における運営費等について、次のように取り扱うこととしたので、了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。

また、今回の取扱いについては、具体的な会計処理方法を含め後日正式に通知する予定であるが、本事務連絡に基づき速やかに準備を進められたい。

第1 平成14年度末時点において発生した繰越金等の取扱い

1 対象施設

身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（小規模通所授産施設及び福祉工場を除く。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（小規模通所授産施設及び福祉工場を除く。）及び通勤寮であって、平成14年度末までに開所した施設。（以下「身体障害者更生施設等」という。）

2 対象経費

対象となる経費は、「社会福祉法人経理規程準則」（昭和51年1月31日付社施第25号2局長連名通知の別紙1）第35条に定める平成14年度決算報告書の当該身体障害者更生施設等に属する施設会計貸借対照表中、繰越金（前期繰越金及び当期繰越金をいう。）及び引当金（人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をいう。）（以下「繰越金等」という。）とする。

なお、社会福祉法人会計基準等を適用している法人にあっては、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日付社援施第39号社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）7により読み替えること。

3 繰越金等の使用

施設において、次のいずれかに繰越金等を使用する必要が生じた場合には、理事会の承認を得て使用することができる。

- (1) 措置制度から支援費制度への移行時における当該身体障害者更生施設等の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費
- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金が見込まれる場合の補填経費
- (3) 国庫補助事業など公的補助事業として行う当該施設に係る施設整備及び設備整備、在宅の障害者に対する生活支援等に資するための事業を行うために必要な拡張等の施設整備及び設備整備、身体障害者更生施設等の施設整備及び設備整備の法人負担分。

ただし、当該身体障害者更生施設等の施設支援が適切に行われており、かつ安定的運営が確保されている場合に限る。

なお、施設整備等に係る借入金の返済に当てることはできないので、留意すること。
- (4) その他当該施設の運営上やむを得ないものと認められる経費

4 繰越金等の使用に当たっての留意事項について

繰越金等の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 3の(1) 関係

運転資金については、「身体障害者福祉法等に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(案)」に基づき、現に入所している利用者ごとの障害程度区分別に算定された「指定施設支援に要する費用の額」（平成15年4月見込額）の2か月分を限度として、使用することができる。

イ 3の(2) 関係

欠損の発生原因が、他の社会福祉事業や法人本部等への繰入など当該施設に属さない事由により欠損金が生じる場合は、使用することができない。

ウ 3の(3) 関係

- (ア) 「国庫補助事業」とは、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）の第2の3に定める整備区分に掲げる施設整備及び交付要綱の第2の4に定める整備区分に掲げる設備整備とする。

- (イ) 「公的補助事業」には、地方公共団体の単独補助（又は助成）事業や自転車競技法第12条の16第1項第7号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業を含むものとする。

エ 繰越金等に係る資金の繰替使用

当該身体障害者更生施設等を経営する法人が他の指定身体障害者更生施設等又は指定居宅支援事業者として経理上必要がある場合は、繰越金等に対応する資金の一部を一時繰替使用することができる。

第2 平成15年度以降における運用上の取扱い

1 対象施設について

指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等とする。(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)

2 資金の運用について

指定施設支援に要する費用の額(以下「支援費」という。)は、従来の運営費(措置費)と異なり、指定施設支援を利用者に提供した対価として得ることとなるので、これを主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、指定身体障害者更生施設等は、身体障害者福祉法第5条及び知的障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生施設等であることから、当該施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該身体障害者更生施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を併せて実施している場合を除く。)及び収益事業に要する経費
- (2) 当該身体障害者更生施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費
- (3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 その他

平成15年度以降の指定身体障害者更生施設等の運営に当たっては、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成5年3月19日社援施第39号3局長連名通知)及びこれに関連する通知は、適用されない。

資料 6

現行障害者プランの進捗状況

※ 新障害者基本計画骨子（案）の枠組みに対応する形で整理したもの。

生活支援

利用者本位の考え方立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して「豊かな地域生活の実現」に向けた体制を確立する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

現行プランに盛り込まれている事項	平成 7 年度	平成 13 年度実績	目標値(平成 14 年度)
市町村障害者生活支援事業 （平成 8 年度から実施）		215 か所	690 か所
障害児(者)地域療育等支援事業 （平成 8 年度から実施）		390 か所	690 か所
精神障害者地域生活支援センター （平成 8 年度から実施）		296 か所	650 か所

②在宅サービス等の充実

現行プランに盛り込まれている事項	平成 7 年度	平成 13 年度実績	目標値(平成 14 年度)
訪問介護員(ホームヘルパー)	(既設置分に上乗せ)	(専任)37,377 人増 (兼任)19,030 人増	45,300 人増
短期入所(ショートステイ)	1,082 人分	3,636 人分	4,650 人分
日帰り介護(デイサービス)	501 か所	1,052 か所	1,010 か所
グループホーム・福祉ホーム	5,347 人分	18,788 人分	20,060 人分
授産施設・福祉工場	41,783 人分	66,693 人分	67,570 人分
市町村障害者社会参加促進事業	80 か所	445 か所	620 か所
精神障害者社会適応訓練事業	3,770 人分	3,880 人分	5,280 人分
精神科デイケア	372 か所	1,158 か所	1,000 か所
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	1,660 人分	4,933 人分	6,000 人分
障害児通園(デイサービス)事業・ 重症心身障害児(者)通園事業	307 か所	640 か所	1,238 か所

③施設サービスの再構築

現行プランに盛り込まれている事項	平成 7 年度	平成 13 年度実績	目標値(平成 14 年度)
身体障害者療護施設	17,169 人分	24,195 人分	25,000 人分
知的障害者更生施設	84,490 人分	101,040 人分	95,600 人分